

枚方市環境影響評価制度の見直しについて

1. 見直しの内容

現行の枚方市環境影響評価条例における環境影響評価審査会の担当事務は、同条例に規定されている環境影響評価等（環境影響評価、事後調査その他のこの条例の規定による手続き）に関する重要事項（第 36 条第 2 項）のほか、環境影響評価法又は大阪府環境影響評価条例の対象事業について国又は大阪府への意見の形成（第 42 条）を行う場合に限定されています。

今後、本市に環境影響を及ぼすことが想定される案件についての大阪府以外の自治体からの意見照会や、環境影響評価の制度についても、審査会へ意見聴取できるよう条例の一部改正を行うものです。

枚方市環境影響評価条例 抜粋

（市の責務）

第 3 条 市は、環境影響評価、事後調査その他のこの条例の規定による手続（以下「環境影響評価等」という。）が適切かつ円滑に行われるよう、必要な助言、指導、情報の提供その他の措置を講じなければならない。

2 略

環境影響評価審査会

第 36 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市環境影響評価審査会を置く。

2 審査会は、環境影響評価等に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、及び答申し、並びに市長に意見を述べるものとする。

3～5 略

（法等に基づく市長の意見の形成の手続）

第 42 条 市長は、次に掲げる意見を述べようとする場合は、あらかじめ審査会の意見を聴くものとする。

(1) 環境影響評価法第 10 条第 2 項又は第 20 条第 2 項の規定による意見

(2) 大阪府環境影響評価条例第 7 条又は第 16 条第 1 項の規定による意見

表 環境影響評価審査会担当事務一覧

担当事務	改正後	現行
1. 環境影響評価等に関する重要事項（第 36 条）	○	○
2. 環境影響評価法の対象事業に係る意見照会（第 42 条）	○	○
3. 大阪府環境影響評価条例の対象事業に係る意見照会（第 42 条）	○	○
4. 国又は他の地方公共団体に対して、環境影響評価に関する意見を述べようとする場合	○	×

2. 見直しの時期

平成 28 年 12 月定例月議会に条例改正案を提出。